

令和 9 年度小規模校転入制度募集要項

1 制度の趣旨と状況

豊かな自然環境や小規模であることの特徴を生かし、自然に触れる中で学ぶ楽しさや心身共に健康で豊かな人間性を培いたいと希望する児童生徒・保護者に、一定の条件を付して入学・転入学を認める「小規模校転入制度」を平成 17 年 4 月から開始しています。

令和 8 年度は、小規模校転入制度対象校（以下「特認校」）10 校において、小学校・義務教育学校 66 名の児童生徒がこの制度を活用しています。各特認校が特色を生かした教育を行う中で、この制度によって学校の活性化にも繋がっています。

2 入学・転入学の条件

- ① 市内に在住している児童生徒を対象とします。
- ② 自宅から学校までの片道の通学時間は、約 1 時間以内が適当です。
- ③ 通学は保護者の送迎を原則としますが、公共交通機関の利用も可能です。
- ④ 1 年間以上の通年通学の場合に限ります。
- ⑤ 児童生徒が正規の通学区域を越えて通学することから、登下校における安全の確保、生活指導等に対する配慮が特に必要です。また、学校の指導体制、PTA 活動についても保護者の協力が必要です。
- ⑥ その他、鳥取市教育委員会が定めた内規に従って審査をします。

3 特認校

- | | |
|----------------|--|
| (1) 鳥取市立東郷小学校 | (鳥取市篠坂 6 番地 1) |
| (2) 鳥取市立明治小学校 | (鳥取市松上 1 5 9 番地) |
| (3) 鳥取市立西郷小学校 | (鳥取市河原町牛戸 1 4 番地 1) |
| (4) 鳥取市立散岐小学校 | (鳥取市河原町佐貫 7 6 1 番地 5) |
| (5) 鳥取市立佐治小学校 | (鳥取市佐治町福園 4 1) |
| (6) 鳥取市立瑞穂小学校 | (鳥取市気高町下坂本 4 8) |
| (7) 鳥取市立湖南学園 | (鳥取市六反田 1 番地の 5) |
| (8) 鳥取市立福部未来学園 | (鳥取市福部町高江 1 8 8) |
| (9) 鳥取市立鹿野学園 | 流沙川学舎 (鳥取市鹿野町鹿野 2 8 8 8)
王舎城学舎 (鳥取市鹿野町鹿野 8 9 6) |
| (10) 鳥取市立江山学園 | (鳥取市竹生 6 4) |

4 転入学手続きの流れ

①児童生徒の意見、保護者の希望が本制度の趣旨と目的に合致する。

特認校への入学・転入学は保護者の希望だけでなく、児童生徒の意見や希望が大切です。

入学・転入学してからは1年以上の通学が条件ですし、遠距離通学になりますので、児童生徒の強い意志と保護者の協力と理解が必要です。



②現在通学している学校長(在籍校の学校長)へ相談する。(新入生を除く)

特認校への転入学は、児童生徒と保護者の希望の他、在籍校の意見を聞くことも重要です。その他、学級編成等いろいろな面に影響しますので、在籍校の学校長へ相談してください。



③鳥取市教育委員会学校教育課（電話:0857-30-8412）に連絡する。

本制度についての説明を聞いてください。



④希望する特認校の見学や体験入学をする。

必ず、希望する特認校の見学や体験入学及び学校長との親子面談をしてください。その上で制度利用を希望するかどうかを判断してください。



⑤鳥取市教育委員会学校教育課へ児童生徒同伴で申請に行く。

鳥取市教育委員会学校教育課で受け付けます。在籍校の学校長へ連絡の上（新入生を除く）、児童生徒同伴でお越しください。面談後、申請書類（「入学及び転入学申込書」と「就学学校変更承認申請書」）にご記入いただきます。

申請期間 令和8年11月2日～令和9年1月8日

※学校教育課へお越しの際は事前に電話にてご連絡ください。（印鑑が必要な場合があります。）



⑥後日、教育委員会から「小規模校転入制度 入学及び転入学許可通知書」を送付します。

申請期間終了後、教育委員会で審査選考を行います。なお、応募が多数の場合は選考により決定することになります。ただし、前年度からの継続児童生徒及び兄弟姉妹が通学している場合は優先します。決定者には後日、教育委員会から「小規模校転入制度 入学及び転入学許可通知書」を送付します。



⑦現在通学している学校(在籍校)へ小規模校転入制度による転校を申し出る。(新入生を除く)

教育委員会から「小規模校転入制度 入学及び転入学許可通知書」を受けたら、在籍校へ小規模校転入制度による転校を申し出て、「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を発行してもらいます。（新1年生には、教育委員会から「就学通知書」を送付します。）



⑧特認校へ書類を提出する。

教育委員会からの「小規模校転入制度 入学及び転入学許可通知書」、在籍校からの「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を特認校へ提出します。（新1年生は、教育委員会からの「小規模校転入制度 入学及び転入学許可通知書」と「就学通知書」を提出します。）

5 その他

(1) 募集人員

募集人員は各学校とも若干名とします。(希望者多数の場合は教育委員会で選考する場合があります。)

(2) 学校見学・体験入学

学校見学や体験入学ができます。必ず現在通学している学校長(在籍校の学校長)へ相談し、その後、鳥取市教育委員会学校教育課へご連絡ください。制度についての説明を聞いた上で、希望される特認校へ連絡をしてください。

新入生は、まず鳥取市教育委員会学校教育課へご連絡ください。制度についての説明を聞いた上で、希望される特認校へ連絡をしてください。

(3) 入学・転入学許可の手続き

入学・転入学の許可については、在籍校への相談、希望する特認校の見学や体験入学及び学校長との親子面談を経て、鳥取市教育委員会学校教育課が親子面談を行い判断します。

(4) 中学校への進学

中学校は、住所地の中学校に進学することになります。ただし、本制度の特認校区の中学校に進学を希望する場合は、進学を認めます。また、新たに特認校(義務教育学校)への進学を希望することも可能です。

(5) 特認校に入学・転入学後、転居をした(住所が変更となった)場合

転居について、通学している特認校へご連絡ください。

(6) 地域活動等への参加

特認校での地元地域との交流、PTA活動への協力、双方の子ども会活動への参加が可能です。

(7) 移住定住や急な転勤等で鳥取市へ転入の場合は、申請期間を過ぎても年度末までは申請を受付けます。該当する場合は、ご相談ください。

◎問い合わせ先

鳥取市教育委員会学校教育課 電話：0857(30)8412